

道路反射鏡(カーブミラー)設置基準

米原市 まち整備部 建設課

1 はじめに

この基準は、米原市が道路管理者として、道路反射鏡(以下「カーブミラー」という。)を設置する場合に適用するものです。

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点やカーブにおいて、自動車の運転者による直接目視が困難な場合に運転者の安全確認の補助施設として、事故防止を目的に設置するものですが、その鏡面には死角が生じるなどの特性を有しています。

カーブミラーの設置については、その特性により生じる危険性とカーブミラーを過信し、一時停止や目視による確認等を怠るなどの交通ルールを無視した危険運転により、新たな事故を誘発する恐れもあります。

安全確認は運転者自身の直接目視が原則であることを十分ご理解をお願いします。

2 カーブミラーの特性

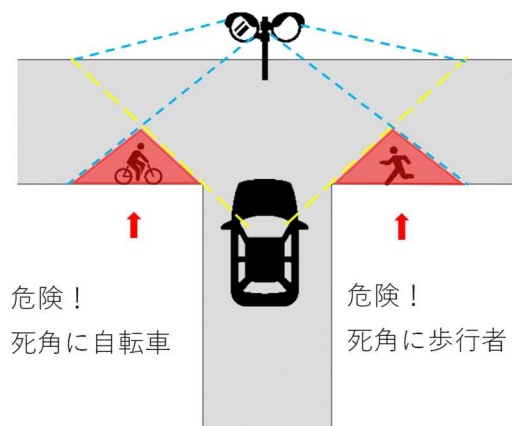
カーブミラーを設置すると次のようなメリット、デメリットが発生します。

【メリット】

- ①視距が足りない交差点やカーブにおいては、道路構造の改良が理想的だが、カーブミラーの設置は工事費を抑えられることから、早期安全対策に繋がる。
- ②カーブミラーが設置されていることにより、視距が足りず危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ①図のとおり、カーブミラーでは見えない部分(死角)が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ②接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感、距離感がつかみづらい。
- ④カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。



3 カーブミラーの設置について

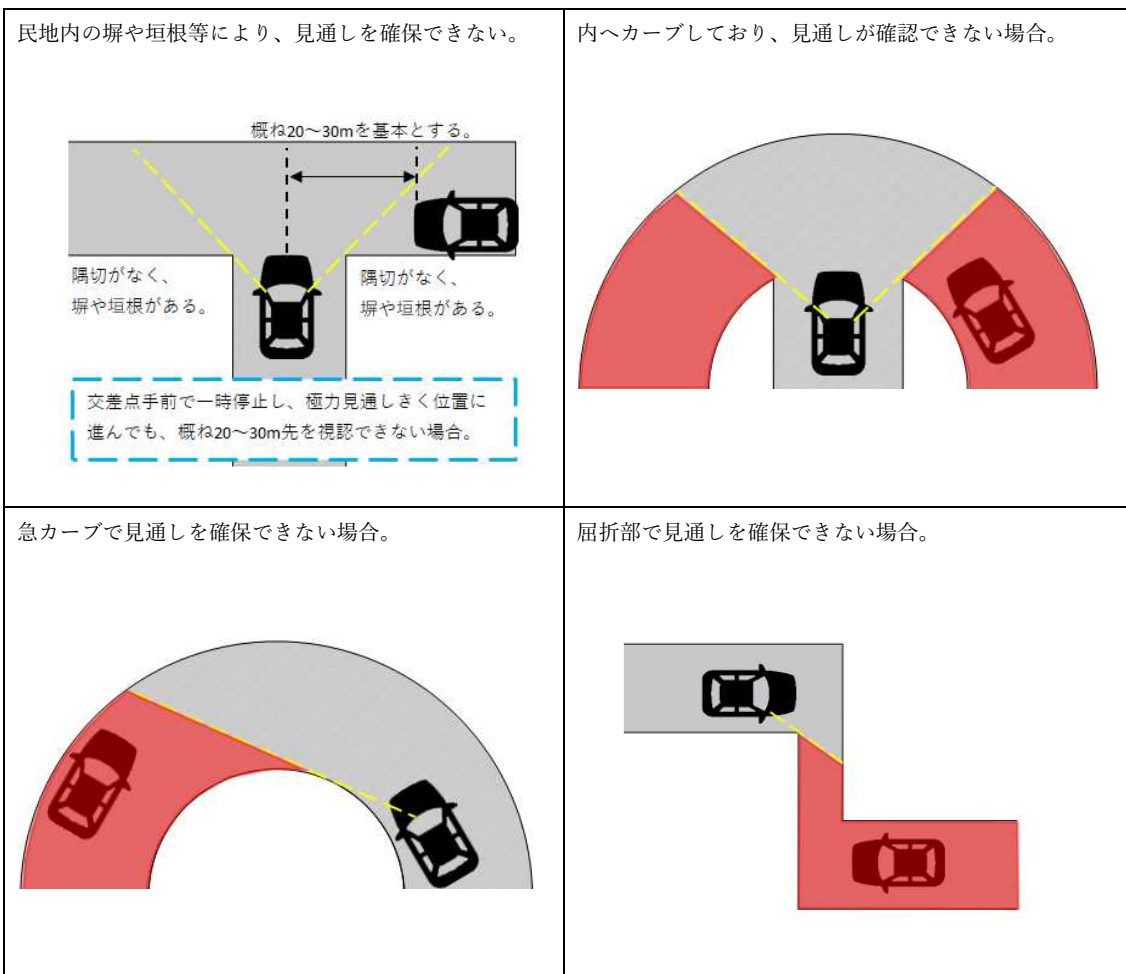
カーブミラーの設置は、自治会等の要望に応じて現地を調査し、自動車が一時停止し、徐行しても直接目視での安全確認が困難と判断した場合、かつ、設置基準を全て満たしている場合に設置を検討します。そのため、直接目視での安全確認が可能な場所、設置基準を満たしていない場所への設置はできません。基本、市道から公道(市道、県道、国道)に出入りする交差点や下記の図のような見通しの悪い道路に設置を検討します。しかし自治会に維持管理をお願いしている道路(里道)から出入りに関する箇所については、自治会に、私道や各施設からの出入りに関する箇所については、個人または施設管理者で設置をお願いします。

(1)設置基準

- ①一時停止または、徐行しても塀や垣根等により見通しを確保できない。
- ②対面道路の通過車両が多い。
- ③一時停止する側の道路が通り抜け可能であり、通過車両が多く公共性が高い。
- ④道路の有効幅員を確保するため、原則民地内への設置に承諾がある。

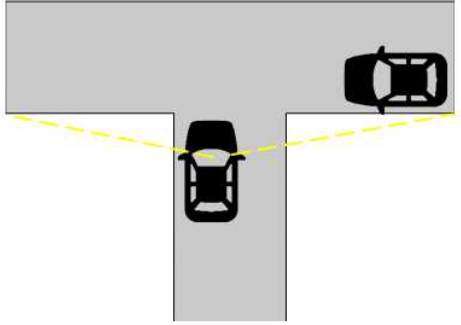
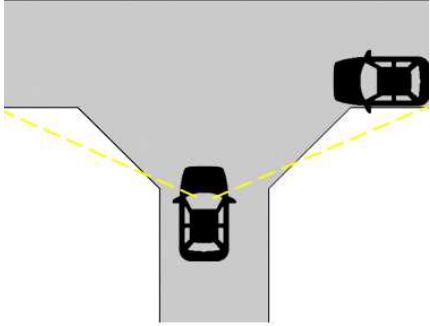
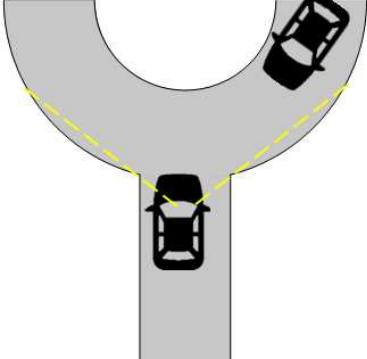
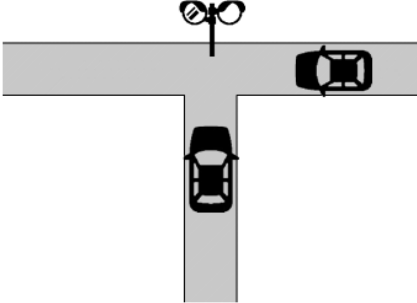
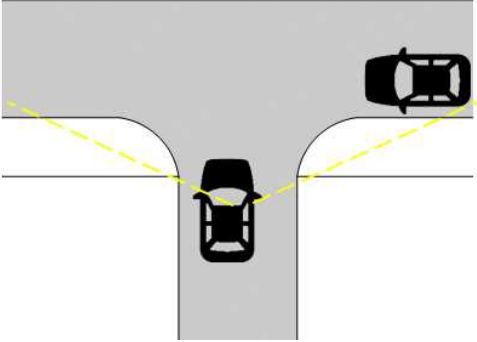
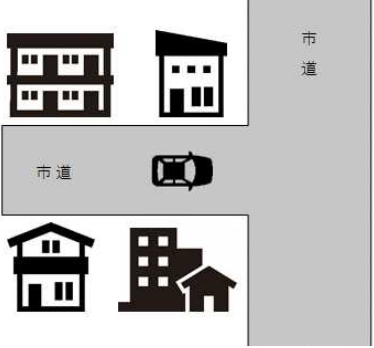
(2)一般的な設置の判断基準

設置を検討する例 ○



設置を検討しない場合×

(法令に定められた通行を行えば危険が除去できる。)

<p>空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。</p> 	<p>隅切りがあり、見通しが確保されている場合。</p> 
<p>外へカーブしており、見通しが確保されている場合。</p> 	<p>道路に設置することにより、幅員が著しく狭くなり接触事故の可能性が高まる場合。</p> 
<p>歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより、見通しを確保できる場合。</p> 	<p>行き止まり道路等の通り抜けができない道路で利用者が限定されている場合。(公共性が低い)</p> 

4 カーブミラーの設置後について

車両の接触等が原因で見通しが悪くなっている場合は、角度の調整等を行いますので、米原市まち整備部建設課へご連絡ください。なお、接触等による破損が多発した場合や、周辺の立地状況や交通状況の変化等により、上記の設置基準を満たさなくなったと判断した場合はカーブミラーの撤去を検討します。

事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置の理由になりません。
事故は、あくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う必要があります。